

平成27年度 事業計画

平成27年3月23日理事会決定

第1 組織の改編と活動の活性化を図る

平成26年度第5回理事会において別紙3に示す組織の改編が承認された。改編の目的は各組織の機能・役割を明確にし、重複を避けながら活動の活性化を図る事である。特に、幹事会を従来の自由討論の場から、研究会活動の中軸的な組織として明確に位置づけ、研究会活動の活性化を図る先導的役割を付与したことにある。研修会、見学会の企画立案、研究会の課題設定と設立など、会員の要求を的確に把握し、研究会活動を進める。

また、研究会活動他の活動を研究会で担う事により事務局業務のスリム化を図り、経費削減を実行する。

第2 建築に係る調査、研究、開発に関すること

1 特定専門研究委員会の設置等

・ 終了委員会

平成24年度において設置された「木造住宅の構造設計技術と普及研究委員会」（委員長 奈良謙伸氏）は平成26年2月に「混構造3階建て住宅の構造計算書（在来工法）」を発行及び、平成27年2月に「混構造3階建て住宅の構造計算書（枠組壁工法）」を発行しました。平成26年度にこれらの計算書を用いた、技術者向けの研修会を旭川、帯広、札幌で実施した。

平成24年度に設置された「C B造の耐震診断基準作成と補強研究委員会」（委員長 吉野利幸氏）は、平成26年度に基準を作成、発行し、終了した。

・ 継続委員会

平成20年度に設置された「低強度コンクリート建物の耐震技術研究委員会」は、平成26年3月に「低強度コンクリート研究委員会研究紹介」セミナーを開催した。この委員会及び「マンション等の耐震性向上のための研究委員会」は常設的な研究委員会として平成27年度も継続する。

・ 新規委員会

平成26年末に「木造勾配屋根の水平耐力の確保・向上技術に関する研究委員会」（委員長 平井 卓郎氏）が設置された。本研究は民間事業者2社からの委

託を受け、公募委員及び北海道立総合研究機構北方建築総合研究所へ再委託し、研究活動を進める予定である。

また、新たな研究委員会設立の申請については、随時理事会において審議する。

2 調査研究等の受託事業の実施

調査研究等受託事業については、平成27年度においても当協会では実施可能な調査研究事業の委託を積極的に受託し、必要に応じて都度委員会を設け、若しくは外部に部分的委託をする等の方法により実施する。

平成27年度も従来通り、外部団体及び企業等からの事業受託を積極的に推進する。

3 関係資料の収集・閲覧等

建築技術に関する資料を収集・整理し、建築住宅関係の技術者・技能者、研究者、事業者及び一般ユーザーに対し、求めに応じて閲覧・配布する。

第3 建築技術の普及・啓発に関すること

1 フォーラム・特別講演会の開催

特定のテーマを設定し、建築関係者及び一般市民を対象に年1回開催する。開催の時期、場所及びテーマについては、部会・研究会連絡会で検討・決定し、平成27年度は企画部会が運営する。

2 講演会、見学会の開催

住宅および一般建築等の新築、補修、改修などを計画する一般ユーザーおよび関係技術者を対象にして、企画部会及び各研究会、研究委員会、事業部会で適宜企画し実施する。

3 住宅リフォーム推進事業の実施

住宅リフォームについては、今年度も引き続き「性能向上リフォーム」に関する積極的な普及啓蒙活動を行い、消費者への情報提供、地方公共団体との連携・協力、リフォーム事業者の資質の向上等に関連する緒事業を実施する。平成24年1月に北海道住宅リフォーム推進協議会（当協会が事務局）が作成（平成27年1月改訂）した消費者向けリフォームガイドブックを基に、普及啓発事業を進める。

また、住宅リフォームについての事例的な情報を集約し、事業者を対象とした技術情報として発信し、更に消費者向けのPR資料として情報発信を行う。

4 コンサルタント事業の実施

平成20年より実施している当事業については、平成26年度に、新たに就任したシニアコンサルタントによる「シニアコンサルタント オープンカレッジ」（6人の講師により3回6講義）を開催した。

今年度は、シニアコンサルタントの活用、外断熱改修の相談、有料セミナーの企画及び実行に取り組む。

5 機関紙「会報 No. 12」の発行

建築に係る法令、技術、学会の動向、研究会の活動、研究委員会報告等の諸活動の動き、最新の建物事例紹介等を掲載した「会報 No. 12」を平成28年1月に発行する。

6 普及・啓発資料の作成・頒布等

ア 普及図書等の頒布

B I S 認定講習テキスト「北方型住宅の熱環境計画（2010年版）の改訂を行い、更新講習会用テキストとして使用し、B I S 認定者以外へも広く頒布を行う。また、北海道住宅リフォーム推進協議会として発行された「北海道の住宅リフォームガイドブック」、「RC造 外断熱改修工法ハンドブック」等のこれまでに発行された図書を広く頒布する。

イ 各種研究委員会活動の成果等のフィードバック強化

各種研究委員会において研究・検討された内容に関しては、会員へのフィードバックの機会を強化し、普及・啓発に努める。平成20年度から実施している研究委員会報告会（中間報告も含め）を今年度も12月に実施する。

7 ホームページの充実・運用

平成17年度より協会のホームページを開設したが、ホームページの運用は広報部会・ホームページWGによって内容の適時改訂と掲載内容のチェックを行う。更に各研究会・研究委員会の活動及び委員会報告を掲載していく。常に最新情報を掲載し、生きたホームページ作りを目指す。

第4 建築技術者・技能者等の育成・認定・研修に関すること

1 B I S 認定事業の実施

北海道が平成2年から推進している北方型住宅の設計・施工・管理技術者の育成に関するB I S認定事業（B I S及びB I S－E）は平成26年度末で約1670名の登録者がおり、またこれまでに登録した人は約3500人と住宅の温熱環境計画・施工に関わる技術者の育成に大きく貢献してきた。平成26年度には北海道庁の2振興局と提携して講習会及び認定試験を実施した。

今年度は、登録更新講習、新規試験の実施について北海道庁との連携の下で、積極的に地方展開を図る。

2 住宅リフォーム事業者登録事業の実施

平成21年から開始した「住宅リフォーム事業者登録制度」登録事業者は154社となり、今年度も引き続き事業者の認定と事業内容の公開を実施していく。

3 北海道住宅検査人認定・登録事業の実施

平成21年2月から開始した北海道住宅検査人の認定・登録と登録者の公開を、今年度も引き続き実施していく。登録要件の一つとなっている協会主催の講習会を実施する。

国土交通省では、長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター（住宅検査人）講習団体の募集を始めた。長期優良住宅化リフォーム推進事業は、事前検査、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的としている。講習団体認定を取得し、規程・基準等を国の規程・基準等との整合を図る。

4 研修会等の開催

建築物の品質確保、性能向上のためには、それに関与する建築技術者・技能者の質の向上が欠かすことができない。このため当協会は、技術・技能実務者等を対象とした研修会、講習会等を年10回程度開催し、関係技術者・技能者の知識の向上に資する。

5 見学会等の開催

前掲の研修会・講習会のほか、技術習得のため、必要に応じ建築技術者・技能者を対象とした現場見学会等を企画・実施する。

第5 関係機関、団体との連携・協力に関すること

1 日本建築学会との連携

日本建築学会の各種委員会等に当協会会員が参画しており、今後とも密接な連携を維持して行く。

2 関係機関等との連携・協力

従来から連携・協力関係にあった国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所、財団法人北海道建築指導センター、社団法人日本建築ブロックエクステリア工事協会、社団法人全国建築コンクリートブロック工業会、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会、及びその他の関連団体等との情報交換など、密接な連携・協力を増進する。

第6 その他

1 会員増加の推進

今年度は新規研究会発足など組織の拡大、財政基盤強化のため新規会員の加入促進を進める。そのために会員増強部門を定め、新規事業の実施、各研究会のテーマ拡充など協会活動に参画しやすい情報発信を進める。